

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>題名 大磯町まちづくり条例施行規則第58条第7号に規定する技術基準等を定める要綱</p> <p>第1条～第4条 省略 (消防水利等)</p> <p>第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消火栓</p> <p>ア 消火栓は口径 100 ミリメートル以上の水道管に取り付けられ、その放水口は直径 65 ミリメートルとすること。<u>ただし消火栓の口径が 150 ミリメートル以上で供給されている水道管から半径 180 メートル以内の円に包含されていること。かつ取り出す管の口径が 75 ミリメートル以上でその管に既存の消火栓がない場合及び消火栓の口径が 150 ミリメートル以上で供給されている管から別口で取り出され設置されている消火栓が 2 カ所以内である場合はこの限りではない。</u></p> <p>イ 設置場所は、原則として、本町に移管される開発事業区域内の道路で、既設消火栓から100メートル以上の距離を有する場所とする。</p> <p>ウ 消火栓の規格及び構造については、神奈川県企業庁水道局と別途協議するものとする。</p> <p><u>エ 蓋は、原則として丸型とする。</u></p> <p>第5条第2号～第7号 省略</p>	<p>題名 大磯町まちづくり条例施行のための公共施設等に関する技術基準等</p> <p>第1条～第4条 省略 (消防水利等)</p> <p>第5条 消防水利等に関する構造その他の技術基準は、消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）に定めるもののほか、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 消火栓</p> <p>ア 消火栓は、口径100ミリメートル以上の水道管に取り付けられ、その放水口は直径65ミリメートルとする。</p> <p>イ 設置場所は、原則として、本町に移管される開発事業区域内の道路で、既設消火栓から100メートル以上の距離を有する場所とする。</p> <p>ウ 消火栓の規格及び構造については、神奈川県企業庁水道局と別途協議するものとする。</p> <p>第5条第2号～第7号 省略</p>

大磯町まちづくり条例施行規則第 58 条第 7 号に規定する技術基準等を定める要綱 新旧対照表

改正案	現行
<p>(消防水利等)</p> <p>(8) 消防用活動空地</p> <p>エ <u>消防活動用空地と建築物の壁面との間には、当該建築物の高さに応じて必要な距離（以下、「離隔距離という」）を確保する。この場合において、建築物の高さが15メートル以下のときは距離を2メートルとし、その高さが3メートル増すごとに、距離を1メートル追加する。ただし、距離の最高限度は8メートルとする。なお、建築物の壁面にバルコニー又は庇がある場合は、バルコニー又は庇からの距離とする。また離隔距離及び消防用活動空地の上空には、はしご車のはしご伸てい及び旋回に支障となる障害物を設けないものとする。</u></p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この告示は、公表の日から施行する。</u></p>	<p>(消防水利等)</p> <p>(8) 消防用活動空地</p> <p>エ 消防活動用空地と建築物の壁面との間には、当該建築物の高さに応じて必要な距離を確保する。この場合において、建築物の高さが15メートル以下のときは距離を2メートルとし、その高さが3メートル増すごとに、距離を1メートル追加する。ただし、距離の最高限度は8メートルとする。</p> <p>第6条～第7条 省略</p> <p>別表第1～別表第4 省略</p>